

令和8年6月1日から 入院時の食費負担が変わりました

食材料費や光熱費等の高騰の影響により、入院時の食費が改正されました。

区分		1食あたりの負担額	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日以降
一般の方		510円	550円
住民税非課税の 世帯に属する方	過去1年間の入院 日数が <u>90日目ま で</u> の方	240円	270円
	過去1年間の入院 日数が <u>91日を超 える</u> 方	190円	220円
住民税非課税の世帯のうち、 所得が一定に満たない方		110円	130円

現在も入院時の医療費とは別に食費を負担していただいておりますが、その負担額が保険区分によって1食あたり約20～40円引き上がります。

詳しくは現在の加入先までお問合せください。

医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会）
市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、共済組合